

# スマート農業実践加速化事業のご案内 (スマート農機導入支援)

## 農業者の皆さまへ

・下関市では、スマート農業を推進しており、スマート農機(※)の導入に必要な経費の一部を支援します。

### 事業の内容

スマート農機(※)の導入に係る以下の経費を助成  
(本体価格が50万円未満の農業機械等は対象外)

※スマート農機とは…

農林水産省HPの「スマート農業技術カタログ」や「山口県スマート農業推進の手引き」に示された技術を活用した農業用機械・設備等

### 土地利用型作物用機械等

対象作物：水稻、大麦、小麦、大豆

導入機械の例：ドローン、リモコン式草刈機、

直進時自動操舵機能付田植機等



**⚠** 経営面積の合計が4ha以上であり、2年度目に農地集積面積が10%以上又は3ha以上となる経営規模の拡大を行うこと。

### 園芸作物用機械等

**⚠** 2年度目に10%以上の生産性(面積、作業効率等)の向上を図ること。

対象作物：土地利用型の対象作物以外の耕種作物

(野菜、花き、果樹等)

導入機械の例：環境モニタリング、直進時自動操舵機能付トラクター等

### 畜産用機械等

**⚠** 2年度目に10%以上の生産性(面積、頭数、作業効率等)の向上を図ること。

対象作物：肉用牛、乳用牛、鶏等の家畜及び飼料作物  
(土地利用型の対象作物を除くもの)

導入機械の例：自動給餌機、換気・細霧・送風装置  
(インバーター制御装置付き)等

### 対象者(事業主体)

- ① 下関市に住所(法人の場合は主たる事務所)を有する方。
- ② 申請日の前日までに営農を開始している方。
- ③ 市内認定農業者又は認定新規就農者の方。  
(事業実施年度中に認定される者を含む。)

裏面もお読み下さい

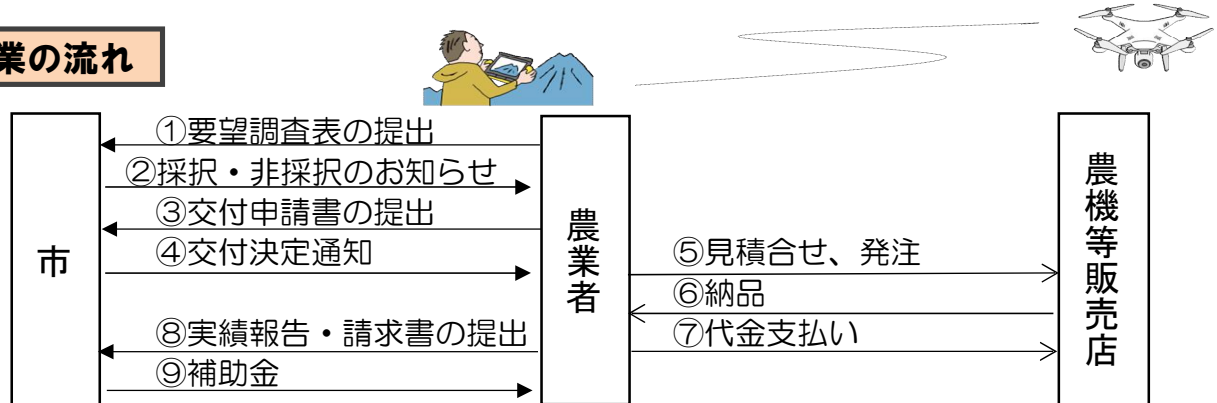
## 補助の割合

1 / 2以内。1事業主体あたり補助上限額375万円、ドローンの場合は、1事業主体あたり150万円（千円未満切り捨て）。

## 留意事項

1. スマート農機が対象です。該当するかは問合せください。  
例：○「直進時自動操舵機能付田植機」 ×「普通の田植機」
2. 市の交付決定通知前に、発注や購入したものは、対象となりません。決定通知後、見積合せをして一番安い販売店から購入することになります。
3. 補助金の交付を希望される方は、下記まで問い合わせの上、令和6年10月31日（木）までに、要望調査表と必要な書類を提出してください。補助金該当の適否は、後日お知らせします。
4. 予算に限りがありますので、提出期限を待たずに要望調査を打ち切る場合があります。
5. 原則、令和7年2月末までに納品を済ませてください。
6. 事業実施後3年間は毎年5月末日までに実績の報告をする必要があります。市の許可なく廃棄、譲渡、転売した場合、補助金の返還を求められることがあります。
7. 補助金は、原則、納品後に実績報告が提出されてから約1カ月後に申請者の口座に振り込みます。契約上、早急に支払が必要で、立て替え払いができない（補助金がないと支払が困難）場合は別途ご相談ください。

## 事業の流れ



## 《事業についての問い合わせ・申込先》

### 下関市役所

- ・ 農業振興課産地振興係 (TEL:083-231-1226 FAX:083-231-1064)
- ・ 菊川総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-287-4008 FAX:083-287-2739)
- ・ 豊田総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-766-2755 FAX:083-766-2615)
- ・ 豊浦総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-772-4030 FAX:083-774-2339)
- ・ 豊北総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-782-1926 FAX:083-782-0193)